

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター研究不正防止委員会設置規程

制定 平成27年 3月31日付26健事第2860号

(目的)

第1条 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターにおける研究活動上の不正行為、不正使用の防止を推進するため、研究不正防止委員会（以下「防止委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 防止委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 不正行為・不正使用の防止に係る研究環境の整備及び改善に関すること
- (2) 不正行為・不正使用の防止に係る倫理教育及び啓発活動に関すること
- (3) その他不正行為・不正使用の防止及び対策に関すること

(組織)

第3条 防止委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事長
- (2) センター長
- (3) 病院部門副院長
- (4) 研究部門副所長
- (5) 経営企画局長

2 前項に掲げる委員のほか、理事長が指名する者を委員に加えることができる。

(委員長)

第4条 防止委員会に委員長を置き、理事長をもって充てる。

2 委員長は、防止委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、センター長がその職務を代行する。

(会議及び議事)

第5条 防止委員会は、委員長が招集する。

2 防止委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 防止委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 防止委員会の庶務は、経営企画局事務部経営企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、防止委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が防止委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。